

○青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

平成十三年十二月二十五日

宮城県条例第七十三号

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例をここに公布する。

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制することにより、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青少年 十八歳未満の者をいう。

二 性風俗関連特殊営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。

三 識別情報 法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に係る役務の提供を受けるために必要な識別番号、暗証番号その他の情報をいう。

四 利用カード 識別情報を記載した文書その他の物品をいう。

五 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(令四条例一二・一部改正)

(青少年に対する利用カード販売等の禁止)

第三条 何人も、青少年に対し、利用カードの販売、頒布、贈与、交換若しくは貸付け又は識別情報の音声、映像その他の方法による教示(以下「利用カード販売等」という。)を行ってはならない。

2 何人も、青少年立入禁止場所(法第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所(同項第五号の営業に係るものを除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所をいう。)以外の場所において、自動販売機による利用カード販売等を行ってはならない。

(平二七条例七九・一部改正)

(利用カード販売等の届出等)

第四条 利用カード販売等を業として行おうとする者は、利用カード販売等を開始しようとする日の十日前までに、利用カード販売等を行う場所(自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあっては、当該自動販売機を設置する場所。以下同じ。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 利用カード販売等を行う場所の名称及び所在地

三 自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあっては、当該自動販売機の機種及び製造番号

四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をして利用カード販売等を行う者(以下「利用カード販売業者」という。)は、当該届出に係る利用カード販売等を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該廃止又は変更の日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 利用カード販売業者は、自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該自動販売機の見やすい箇所に、第一項第一号に掲げる事項その他公安委員会規則で定める事項及び青少年が利用カードを取得し、又は識別情報の教示を受けることができない旨を表示すること。

二 当該自動販売機を、青少年が利用カードを取得し、又は識別情報の教示を受けることのないように監視できる場所に設置すること。

(広告及び宣伝の規制)

第五条 何人も、法第二十八条第五項第一号(法第三十一条の三第一項、法第三十一条の八第一項、法第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定により広告又は宣伝が規制される区域又は地域において、性風俗関連特殊営業に係る営業所又は営業の本拠となる事務所(事務所のない場合にあっては、当該営業を営む者の住所。以下「性風俗関連特殊営業所等」という。)の名称、所在地又は電話番号に係る広告物を表示してはならない。ただし、性風俗関連特殊営業所等の外周又は内部に表示する広告物については、この限りでない。

2 何人も、性風俗関連特殊営業所等の名称、所在地又は電話番号を記載したビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品(以下「ビラ等」という。)を青少年に頒布してはならない。

3 何人も、青少年が入手できないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に配る方法以外の方法で頒布してはならない。ただし、性風俗関連特殊営業所等の内部においてビラ等を頒布する場合については、この限りでない。

4 何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において、性風俗関連特殊営業所等の名称、所在地又は電話番号を示す音声又は映像を用いて広告又は宣伝をしてはならない。

(平一四条例二五・一部改正)

(青少年に対する性風俗関連特殊営業の利用勧誘の禁止等)

第六条 何人も、青少年に対し、性風俗関連特殊営業を利用するよう勧誘し、又は正当な理由がないのに性風俗関連特殊営業所等へ電話をかけ、若しくは立ち入るよう指示してはならない。

(保護者の責務)

第七条 保護者(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他の者であって、青少年を現に監督保護するものをいう。)は、その監督保護に係る青少年に、性風俗関連特殊営業所等へ電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はビラ等を受け取らせないようにする等性風俗関連特殊営業を利用させないように努めなければならない。

(現場における警察職員の措置)

第八条 警察職員は、第五条の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為を行っている者に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為を中止させるために必要な事項を命ずることができる。

(違反広告物の除却等)

第九条 公安委員会は、第五条第一項の規定に違反して広告物を表示し、又は同条第二項の規定に違反してビラ等を頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該ビラ等を頒布した者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を警察職員又は公安委員会が委任した者(以下この条において「警察職員等」という。)に行わせることができる。

3 公安委員会は、第五条第一項の規定に違反して表示された広告物がはり紙であるときは、当該違反に係るはり紙を警察職員等に除却させることができる。

4 公安委員会は、第五条第一項の規定に違反して表示された広告物がはり札(ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。以下この項において同じ。)又は立看板(木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項において同じ。)であるときは、当該違反に係るはり札又は立看板を警察職員等に除却させることができる。ただし、当該はり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかであると認められるときに限る。

5 公安委員会は、第五条第三項の規定に違反して頒布されたビラ等が、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定又は多数の者の用に供される場所に配置されたものであるときは、当該違反に係るビラ等を警察職員等に除却させることができる。

(報告及び立入り)

第十条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者が利用カード販売等を行う場所に立ち入ることができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第八条の規定による警察職員の命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は同条第二項の規定に違反した者

二 第四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者

3 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第三項の規定に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一四年規則第四号で、平成一四年四月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用カード販売等を業として行っている者に対する第四条第一項の規定の適用については、同項中「利用カード販売等を開始しようとする日の十日前」とあるのは、「この条例の施行の日から一月を経過する日」とする。

附 則(平成一四年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第七九号)

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則(令和四年条例第一二号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。